

大磯町週休2日制確保工事実施要領

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年法律第56号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、大磯町が発注する工事の工事現場における週休2日制を確保する工事（以下「週休2日制確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

対象とする工事は、設計金額（税込み）が200万円超の工事のうち、週休2日制確保工事として町が選定した工事とする。

3 神奈川県県土整備局の「週休2日制確保工事試行要領」の適用

週休2日制確保工事の実施に当たっては、本実施要領によるもののほか、神奈川県県土整備局の「週休2日制確保工事試行要領」に基づき実施するものとする。

4 経費補正の実施

当初の設計金額は、経費補正を行わないものとし、月単位の週休2日又は完全週休2日を達成した場合に経費補正を行うものとする。

5 工事成績評定への反映について

週休2日制に関する工事成績評定への反映は、当面行わないものとする。

6 その他

週休2日制確保工事の実施に当たり疑義等が生じたときは、速やかに監督員と協議し、当該指示に従うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。